

# 外国人留学生の在留手続きについて

神戸学院大学

本学では、査証の取得、在留資格変更、在留期間更新等の在留手続について、代理申請は行っておりません。  
これらの手続は、必ず本人または代理人が行ってください。

入学前に在留手続が必要な方については、本学が作成する「所属機関作成用の申請書」を発行します。取り扱いは以下のとおりです。

## 【対象者】

原則として、次のいずれかに該当する方

1. 在留期限が4月中旬までに満了となる方
2. 在留資格認定証明書を申請される方
3. その他、特別な事情により入学前の対応が必要と認められる方

## 【要件】

第2次入学手続きまで完了し、入学許可書をお持ちの方

## 【必要書類】

- ・在留カード
- ・パスポート
- ・入学許可書（振込金領収証）
- ・本人が記入し、写真（4×3cm）を貼付した在留期間更新申請書、在留資格変更申請書、または在留資格認定証明書交付申請書

## 【申請方法】

- ・窓口申請

〒650-8586 神戸市中央区港島1-1-3

神戸学院大学 ポートアイランドキャンパス（KPCI）国際交流センター窓口

- ・郵送申請

必要書類のコピーを簡易書留で上記窓口宛に郵送してください。460円分の切手を貼付した返送用封筒を同封してください。発行時に本学より電話で本人確認を行います。

## 【補足事項】

- ・本学が申請書を発行後に入学を辞退した場合は、その旨を出入国在留管理庁に報告します。
- ・発行は原則として3月1日以降とし、発行までに数日を要します。

### 【日本国外に在住している方へ】

- ・日本への入国時に在外日本大使館または領事館で入国査証(ビザ)を必ず取得してください。短期間で査証を取得するには「在留資格認定証明書」の取得が必要となります。申請は、日本に居住する代理人を通じて出入国在留管理庁にて行いますが、本学は代理人となりません。手続きの詳細は出入国在留管理庁の公式ウェブサイトを確認し、各自で代理人へ依頼してください。
- ・通常、入国予定の 2~3 ヶ月前までに申請手続きを行うことを推奨します。ただし、申請者の国籍や申請時期によってはさらに時間を要する場合がありますので、余裕を持ってお早めに手続きを進めてください。
- ・ビザの取得が遅れたことによる不利益について、本学は一切の責任を負いかねますのでご注意ください。